

令和3年第1回定例会 文書質問
土 屋 のりこ 議員

回 答 書

1 人権保障について	
質問の要旨 ①	<p>1. 外国人学校への幼保無償化適用による人権の保障について</p> <p>幼保無償化が始まっているが、外国人学校の幼児教育が対象となっていないのは子どもの人権に対し差別的な取り扱いではないかと、決算特別委員会で取り上げた。</p> <p>今年度国では、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業をおこない、支援の在り方について検討が進められてきた。調査事業に選定された対象施設 44 施設のうち、14 施設が外国人等を主たる対象とするものであった。</p> <p>来年度は、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」として、自治体の手上げ方式で、対象児童一人当たり 2 万円を基準額とする支援策が当初予算案に示された。</p> <p>自治体で一定の裁量をもてるという。足立区としてもこれを積極的に活用し、足立区で育つすべての子どもたちへ幼保無償化の光を届けてほしいと考える。区民からも朝鮮学校の幼児教育の無償化の求めが出されているが、朝鮮学校をはじめ外国人学校の幼児教育施設が活用できるよう、当区においても「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を実施してほしいと考えるがどうか。</p>
回 答 ①	<p>「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施につきましては、現在、国において令和3年度当初予算案を審議中であり、都の方針も定まっておりません。</p> <p>区といたしましては、事業の実施基準や他区の検討状況等を確認しつつ、今後の国や都の動向を注視し、慎重に対応してまいります。</p> <p>(担当所管：子ども家庭部 子ども政策課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2. パートナーシップ・ファミリーシップ制度をすべてのセクシャル・マイノリティが利用できる制度へと改善を図ることについて</p> <p>Xジェンダーの当事者らを含め、すべてのセクシャル・マイノリティの人たちをパートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象に含むことができるよう、対象要件の表記を至急改定し、救済となるはずの制度からも阻害されてしまっている人たちを救済すべきと考えるがどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>当区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度では、「戸籍上の同一性」に加えて、「戸籍上の性に関わらず、性自認が同一の方」についても対象要件としております。</p> <p>一方、Xジェンダーの方は、女性もしくは男性として生まれ、どちらでもない／どちらでもある性として生きる／生きたい人であることから、「性自認が同一の方」という表現に「制度から阻害されてしまっている」と感じられることも考えられます。</p> <p>区といたしましても、要綱施行後においても、関係団体や区民の皆様のご意見を伺いながら、国の動向や社会情勢の変化に合わせ、引き続き課題検討を行い、制度の改善を図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">(担当所管：地域のちから推進部 区民参画推進課)</p>

2 監視社会ではなく個人情報を「保護」する行政の在り方について

質問の要旨 ①	<p>1. 法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について</p> <p>個人情報の漏洩を防ぎ、区民の安心・安全を守るのが足立区個人情報保護条例だ。</p> <p>地方自治体が保有する個人情報の取り扱い方法は条例で規定され、自治体ごとにその範囲や方法等は異なる。しかし、産業界は取り扱いが異なることが「民間による行政データの活用の大きなハードルになる」(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の国による一元化を求めてきた。</p> <p>一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから、「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等4項目を要請(9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」)し、全国市議会市長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」(10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会)との趣旨の要請をおこなっている。</p> <p>当区としても、法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について、自治体の意見を聞き、慎重な検討を行うよう国に求めるべきと考えるがどうか。</p>
回答 ①	<p>令和2年10月9日付け、総務省自治行政局の「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査」において、足立区個人情報保護条例と新たな個人情報保護制度の違いや、標準化の問題点について総務省に報告をしておりますので、国に慎重な検討を行うよう求めることは考えておりません。</p> <p>また、個人情報保護制度の標準化にあたって、足立区個人情報保護条例を改正する必要性が生じた場合は、足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、個人情報保護とデータ利活用の有用性について慎重な検討を行ってまいります。</p> <p>(担当所管：政策経営部 広報室 区政情報課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2. ワクチン接種記録システムとマイナンバー個人情報保護について</p> <p>1月19日平井デジタル担当大臣が突如、新型コロナウイルスワクチン接種にマイナンバーを使う旨の発言をおこない、新型コロナウイルスワクチン接種にマイナンバーを使うためのシステムとして「ワクチン接種記録システム」の活用が現在検討されている。</p> <p>当区における対応はどうか。自治体の管理する、ワクチン接種という医療情報かつセンシティブに扱うべき個人情報を、国がなし崩し的に一元管理する危険性を区は認識しているか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>システムの構築にあたっては、国において適正な制度設計とセキュリティ対策を講ずると認識しております。現状、具体的なシステムの構成や運用ルールなどが明示されていないため、国の動向を注視しつつ、今後、国が示すであろう事務処理を適正に実行してまいります。</p> <p>(担当所管：新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3. 個人情報保護審議会について</p> <p>マイナンバーがかかわることについて、個人情報保護審議会にかけるのかどうか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う業務を委託、再委託、労働者派遣契約により行わせる場合には、足立区特定個人情報保護条例に基づき、足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことと規定されております。本事業においては、特定個人情報はすべて区職員のみで取り扱うため、足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する必要はないものと考えます。</p> <p>(担当所管：新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4. ワクチン接種記録システムとマイナンバー、条例改正について ワクチン接種記録システムとマイナンバーの関連について、条例改正は必要となるのかどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>本事業については、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表に規定されているため、足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正は要しないと考えます。</p> <p>(担当所管：新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>
<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>5. ワクチン接種記録システムの無駄を省くための申し入れについて ワクチン接種記録システムが導入されることにより職員に無駄な負担がかからないよう、特別区長会から申し入れるべきと考えるがどうか。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>足立区においては、すでに接種記録を管理するシステム及びスキームを構築しております。このため、ワクチン接種記録システムの詳細が決まり次第、職員に無駄な負担がかからないよう、事務処理方法を検討するとともに、他区との情報共有を行い、必要に応じて国などに対して意見を申し入れてまいります。</p> <p>(担当所管：新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>